

ユーカリ睦会会則

第1条（名称及び事務所）

この会は、ユーカリ睦会と称し、事務所は会長宅に置きます。

第2条（会員）

この会の会員は、主にユーカリが丘2・3丁目に住む、おおむね60歳以上の者とします。

第3条（目的）

この会は、お互いに仲良く、楽しく励まし合い、いつも健康を保ち、教養を高めながら、明るく豊かな生活を
進め、地域の福祉向上に努めることを目的とします。

第4条（事業）

この会は、次の活動を行います。

- (1) 社会奉仕活動
- (2) 生きがいを高める活動
- (3) 健康づくり活動
- (4) 会員相互の親睦推進活動
- (5) その他目的達成のための必要な活動

第5条（役員）

この会を運営するため会員の互選により、次の役員を置き、総会において承認を得るものとします。

会 長	1名	副会長	1名
会 計	1名	総 務	1名
会計監査	1名		
幹 事	若干名を置くことができます。		

役員の内 任 期

役員の内 任 期は、1年としますが、再任を妨げません。但し、欠員補充の場合は前任者の残任期間とします。

第6条（会議）

この会の会議は、次の通りとします。

- (1) 総会は、毎年3月に開催します。ただし、必要があるときは臨時に開くことができます。
- (2) 総会は、会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席がなければ成立しません。
- (3) 役員会は、必要に応じ臨時開催します。

第7条（総会付議事項）

次の事項は総会に付議しなければならない。

- (1) 会則の改正
- (2) 会務及び決算の報告
- (3) 新年度の事業と予算
- (4) 役員を選出
- (5) その他必要と認める事項

第8条（経費）

この会の経費は、会費、自治会の助成金、寄付金とその他の収入をもってあてます。

第9条（会費）

この会の会費は、入会の月より月額200円とします。

第10条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年3月から翌年4月末日とします。

附 則 この会則は、平成8年6月より施行します。（平成9年定時総会で一部改正・平成20年定時総会で一部改正・平成25年定時総会で一部改正・26年定時総会で一部改正）